資金決済制度等に関するワーキング・グループ(全体像)

資料2

I 送金·決済サービス

- I-1 資金移動業者の利用者資金の返還方法の多様化
- Ⅰ 2 第一種資金移動業の滞留規制の緩和
- I-3 クロスボーダー収納代行への規制のあり方
- I-4 前払式支払手段の寄附への利用

Ⅱ 暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)

- Ⅱ 1 暗号資産交換業者等の破綻時の資産の国外流出防止
- Ⅱ 2 暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方
- Ⅱ-3 特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化
- Ⅱ 4 特定信託受益権(3号電子決済手段)におけるトラベルルールの適用
- Ⅱ 5 預金取扱機関による1号電子決済手段の発行

Ⅲ その他の論点

I 送金·決済サービス

I-1 資金移動業者の利用者資金の返還方法の多様化

- 現在、銀行等による保証や信託により資産保全を行っている場合でも、国への供託を経由して、利用者資金の返還を行うこととなっている。資金返還の確実性・安全性を担保しつつ、迅速な資金返還を実現する観点から、供託を経由せずに以下の方法により返還する選択肢を設ける。
 - (1) 一定の健全性に係る基準を満たす銀行等の保証機関による直接返還
 - (注) 利用者と保証機関との間で保証契約を締結することとなるが、実務上、利用者との接点を有する資金移動業者を通じて保証契約の締結を行うことが想定される。
 - (2) 信託会社等による直接返還
- ■「供託を経由する返還方法」と「保証機関により直接返還する方法」とを併用した資金移動業者が破綻した場合に、 保証機関が弁済による代位を行った後、供託されている履行保証金について優先弁済権を行使すると、利用者に不 利益が生じうることから、当該保証機関を資金決済法の優先弁済権の帰属主体から除く。
- なお、前払式支払手段については、高額電子移転可能型前払式支払手段でない限り本人確認義務が課されていないことから、引き続き供託による還付手続を実施する。

I - 2 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

■ 今回のWGにおける議論を踏まえて検討(資料1参照)

I - 3 クロスボーダー収納代行への規制のあり方

■ 今回のWGにおける議論を踏まえて検討(資料1参照)

I 送金·決済サービス

I-4 前払式支払手段の寄附への利用

- 資金移動業の登録を求める送金業務(為替取引)規制の潜脱防止の観点から、前払式支払手段の用途拡大の要望は極めて限定的に認めてきたが、その寄附への利用について、規制の潜脱防止の観点のほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策(以下「AML/CFT」)や詐欺等のリスクにも留意し、寄附金受領者や金額に以下のとおり一定の制限を課した上で認める。
 - ✓ 寄附金受領者について、国・地方公共団体や認可法人等に限定する。
 - ✓ 1回当たりの寄附金上限額については、個人の年間寄附金額は1万円未満が過半を占めているとの調査等 を踏まえ、1回当たり1~2万円とする。
- 今後、適切に寄附が行われるための上記枠組みの具体化については、金融庁において検討を進めていくことになるが、ギフトカード等を用いた詐欺の事案等も踏まえると、番号通知型前払式支払手段を用いた寄附を認めることは適切ではない。また、何者かが寄附金受領者になりすまして寄附金を募るリスクについては、十分な対策が講じられるべきである。
- 寄附も含め、前払式支払手段の利用範囲については、キャッシュレス決済サービスの利用者にとってわかりやすい形で、周知していくことが重要である。

Ⅲ 暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)

Ⅱ - 1 暗号資産交換業者等の破綻時の資産の国外流出防止

■ グローバルに活動する暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者の破綻時に国内利用者への資産の返還を 担保するため、金融商品取引業者に対する資産の国内保有命令の規定を参考に、資金決済法においても、これら の業者に対する資産の国内保有命令の規定を設ける。

Ⅱ - 2 暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方

■ 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者(以下「暗号資産交換業者等」)と利用者の間に立ち、利用者の資産の預託を受けることなく、暗号資産・電子決済手段(以下「暗号資産等」)の売買・交換の媒介のみを業として行うことを内容とする、暗号資産・電子決済手段仲介業(仮称)を創設する。具体的な枠組みについては以下のとおり。

>【所属制】

金融分野における仲介業は総じて所属制が採用されており、金融サービス仲介業のように多種多様な商品を取り扱う事情もないことから、新たな仲介業者においても特定の暗号資産交換業者等に所属させる所属制を採用する。

>【財務要件】

暗号資産等の売買・交換の媒介のみを業とする趣旨に鑑みれば、新たな仲介業者は利用者財産の受託を行わず、利用者財産の管理等の不備によって利用者に損害を与えることが想定されないため、賠償責任を負う事態は限定される。したがって、新たな仲介業に財産的基礎に係る参入規制は課さない。

【AML/CFT】

新たな仲介業者が暗号資産等の売買・交換の媒介を行う場合、暗号資産交換業者等が当該売買・交換に伴うAML/CFTの義務を履行するため、仲介業者に犯収法に基づくAML/CFTの履行義務は課さない。

Ⅱ 暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)

Ⅱ - 3 特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

■ 現在、特定信託受益権の発行見合い金については、要求払預貯金による管理のみを認めているが、国際的な動向を踏まえ、これを柔軟化する。ただし、電子決済手段の価格安定性・償還確実性を担保する観点から、要求払預貯金以外の管理・運用方法としては、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクの低い資産の保有に限ることとし、さらに、そうした資産の組入比率には一定の上限を設ける。具体的な枠組みについては以下のとおり。

▶【運用対象資産】

- 信用リスクが無く、価格変動リスク及び流動性リスクも限定的と考えられる国債による運用を認める。
- 一定の健全性基準を満たす銀行等を預入先とし、かつ、満期前の中途解約が常時認められる定期預金による運用を認める。
- ▶ 【満期及び残存期間】 国債で運用する場合、満期・残存期間3か月以内の日本国債(米ドル建ての場合は米国債)を認める。
- 【信託財産減少リスクへの対応】
 - 国債での運用を認める場合、委託者に、価格変動により信託財産が減少した場合には追加で信託財産 を拠出する義務を課す。
 - 定期預金による運用については、信託財産の減少が生じない場合に限定して認める。
- ▶ 【国債及び定期預金の組入比率の上限】 要求払預貯金以外の資産の組入比率については、投資信託及び投資法人に関する法律との関係等を踏まえ、まずは50%を上限とする。

Ⅱ 暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)

Ⅱ - 4 特定信託受益権(3号電子決済手段)におけるトラベルルールの適用

■ 電子決済手段のうち特定信託受益権に関しては、移転があった場合、受益権原簿の書換えが行われ受益者(保有者)の情報を把握できると想定されたため、トラベルルールの適用が除外された。一方、その後検討が進んだ受益証券発行信託によらない特定信託受益権は、受益権原簿がないため、その移転については、現状、マネー・ローンダリングやテロ資金供与のリスクが高いと考えられる。したがって、トラベルルールの適用等を通じて、受託者・仲介者に送付人及び受取人の情報を把握させることとし、適切に監督を行っていく。

Ⅱ-5 預金取扱機関による1号電子決済手段の発行

- 現在、国際的にもほとんど発行実績がなく、マネー・ローンダリングや不正利用等に係る様々なリスクも指摘されている。こうした中、我が国でもニーズが乏しく具体的な発行計画の策定に向けた取組がないことを踏まえると、当面は内外の情勢を見極めつつ、中長期的観点から検討することが適切である。
- なお、預金取扱機関による将来における1号電子決済手段の発行の検討にあたっては、例えば、利用者財産の保全方法や、金融システム・金融仲介機能への影響等の諸論点を踏まえながら、資金決済法の趣旨に鑑みてどのような規制を及ぼすかについて、特に検討する必要がある。

Ⅲ その他の論点

- 立替サービスの貸付けの該当性について、各サービスの実態に照らし、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか等に着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断することとなる。
 - その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間、及び資金需要者の属性・利用態様等の内容を総合的に勘案することを明確化する。
- シンジケートローンに参加することのみを目的とする外国の金融機関等に対して課される貸金業の登録要件を緩和することについては、そもそも貸金業法が柔構造化されていないことが問題であるといった様々な意見もあったことを踏まえ、引き続き検討を行っていく。
- また、リスクに応じた適切な規制が課されるよう、貸金業法の柔構造化については、今後中長期的に検討を深めていく。